

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	徳島県教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	勝浦町立生比奈小学校	137 名	15 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

生比奈小学校は、徳島県の山間部に位置する勝浦郡勝浦町にあり、通常の学級は 1 学年 1 学級、特別支援学級は 2 学級設置されている。小規模校の多い本県では、平均的な規模の学校である。

特別支援教育に対する保護者の理解は進みつつあるが、各障がいについて専門的な診断や療育を行う病院や N P O 法人の施設等に出向くには片道 1 時間程度かかり、多様な教育的ニーズのある児童の育ちを支援するための保護者と医療・保健・教育・福祉等の連携は取りづらい。

平成 25 年度のモデル事業の指定を受け、地域の学校全体で「合理的配慮」について共通理解を図ることができることを期待して、生比奈小学校をモデル校として指定した。

2. 取組の概要

事業を計画するに当たり、県教育委員会は、町教育委員会や学校を訪問し、年間計画や合理的配慮支援員の任用等について協議し、共通理解を図って決定した。

3 回の運営協議会に出席し、取組状況を確認しながら事業実施を支援した。また、通常の学級や特別支援学級の授業を参観して具体的な指導について協議するとともに、校内研修会や郡内特別支援教育部の研修会において、基礎的環境整備と合理的配慮について説明し、共通理解を図った。

近隣の特別支援学校 2 校に依頼し、特別支援教育巡回相談員が月 1 回程度訪問できるよう日程調整を依頼し、定期的に指導の見直しができるようにした。

総合教育センターにおいては、対象校を指導主事が計画訪問するとともに、特別支援学級担任者研修会等において、合理的配慮について説明した。

対象となった特別支援学級の在籍児について、改めて個別の指導計画を検討するとともに、個別の教育支援計画を作成し、対象児に対して適切な指導・必要な支援を行い、評価することを通して「合理的配慮」について共通理解を深めた。

また、研究協力校として、勝浦町の他の小・中学校の特別支援教育コーディネーター等が研究に参加したり、勝浦郡の教職員（3 小学校・2 中学校・1 高校）を対象とした講演会を開催したりした。

モデル校には少人数規模の特別支援学級が設置されており、同じ町内の小・中学校の特別支援学級の児童生徒が年 3 回ほど交流して学習を行うとともに、担任も合同で研修を行った。

近隣の特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を年 3 回程度招き、通常の学級に在籍している児童も含めての成長に合わせた課題を検討し、アドバイスを受けながら指導を行ってきた。

校内において、管理職、特別支援学級担任（特別支援教育コーディネーターを兼ねる）、交流学級担任、合理的配慮協力員が協議し、決定したことについては、職員全体に説明し、共通理解を図った。合理的配慮協力員の活動についても、通常の学級において支援を行う際には、合理的配慮の目的や具体的な内容について、担任と確認しながら関わった。

保護者とは合理的配慮について、目的や実施した後の様子等について連絡し、理解を得ながら行った。特に高学年の児童については、進路の決定に当たり、特別支援学校や特別支援学級についての情報提供を行うとともに、進学予定の特別支援学校巡回相談員の協力を得て、個別の教育支援計画の見直しを行った。

合理的配慮協力員は、町が配置要綱を定めてこの事業を活用して任用した。合理的配慮協力員は小学校及び学童保育等において勤務した経験を有している。その経験を生かし、今回自ら特別支援教育を学びながら積極的に支援を行うとともに、児童の状況や教員の関わりについて記録し、支援が適切であるかを評価するときや適切な支援を校内で情報共有する際には校内支援の中心的存在となって活動した。

合理的配慮協力員の活動実績については、次のとおりである。

- ①他の教員等と協議し、該当の児童に対する支援の計画・実施・評価
- ②他の教員を含む合理的配慮の記録
- ③勤務日 年間 160 日

3. 成果及び課題

平成 25 年度に合理的配慮協力員を配置したことにより、合理的配慮の周知、個別の指導計画を活用した全体的な支援の計画・実践・評価・改善（PDCA）の指導や支援システムを定着させることに役立った。特別支援教育を中心に関わる人が学校内に配置されることで、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実につながった。

また、特別支援学校との連携がスムーズに行われ、保護者の理解を得て、進学予定先の特別支援学校教員と個別の教育支援計画について詳細な内容を加えることができ、進学に際しての本人や保護者の安心感を高めることができた。

県全体の学校に求められることであるが、各学校において支援を継続させていくためには、日頃の情報共有や、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援方法の検討を短時間で行うことができるシステムを校内に構築する必要がある。

さらには、個々に異なる合理的配慮について、他校の取組を情報として収集し、他校で行われている配慮内容も参考にしながら、一人一人の教育的ニーズに合った適切な支援の在り方を検討し、整理していく必要がある。

※徳島県では「障害」を「障がい」と表記